

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【公開番号】特開2012-193999(P2012-193999A)

【公開日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2012-041

【出願番号】特願2011-56982(P2011-56982)

【国際特許分類】

G 0 1 N 30/80 (2006.01)

G 0 1 N 30/72 (2006.01)

G 0 1 N 30/86 (2006.01)

G 0 1 N 27/62 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 30/80 F

G 0 1 N 30/72 C

G 0 1 N 30/86 E

G 0 1 N 27/62 X

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月8日(2013.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

請求項1に記載の分取液体クロマトグラフ装置であって、

前記スペクトルピーク判定手段は、マススペクトル上における目的成分に対するピークの強度を、該マススペクトル上のピークの最大強度に基づいて決められる閾値と比較することにより、該目的成分の含有量が相対的に多い期間を推定することを特徴とする分取液体クロマトグラフ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

一方、マススペクトル作成部22はMS検出器14による検出信号に基づき、マススペクトルをリアルタイムで繰り返し作成する。ピーク強度判定部24はピーク範囲識別部23からピーク開始点検出信号を受け取ると、マススペクトルに現れる目的成分のピークの強度の判定を開始する。そして、図2(c)に示すように、質量電荷比がMである目的成分のピークの強度が閾値L(m/z)を超えた時点(t3)でピーク強度検出信号を分画信号生成部25に出力する。それ以降も、ピーク強度判定部24は新たなマススペクトルが作成される毎に、そのマススペクトルに現れる目的成分のピークの強度の判定を継続する。そして、マススペクトル上で目的成分のピークの強度が閾値L(m/z)を下回った時点(t4)でピーク強度検出信号の出力を停止する。